東京大学大学院工学系研究科附属人工物工学研究センター規則

（平成３１年　４月　１日　制定）
（令和　２年１０月２９日　改正）
（令和　６年１２月１２日　改正）

（設置）

第１条　東京大学大学院工学系研究科（以下「工学系研究科」という。）に人工物工学研究センター（以下「センター」という。）を置く。

（目的）

第２条　センターは、工学系研究科附属教育研究施設として、次に掲げる事項に関する教育研究を行うことを目的とする。

(1)　新しいモノづくり及びモノ・サービスエコシステムの設計
(2)　人と人工物の認知過程及び人に資する人工物作り
(3)　人工知能をはじめとする知能化技術の理論と実践の融合

（部門）

第３条　センターに次の部門を置く。

(1)　価値創成部門
(2)　認知機構部門
(3)　実践知能部門
(4)　エンダウド部門

（センター長及び副センター長）

第４条　センターに、センター長を置く。

２　センター長は、工学系研究科の専任教授のうちから研究科長が推薦し、工学系研究科教授会の議を経て、決定する。

３　センター長は、センターの管理及び運営を総括する。

４　センター長の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

５　副センター長は、センターの専任教授のうちからセンター長が指名し、センター長に事故があるときは、副センター長がその職務を代理する。

（運営委員会）

第５条　センターに、運営委員会を置く。

２　運営委員会は、センターの運営に関する重要事項を審議する。

３　運営委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

４　委員長は、センター長をもって充てる。

５　委員は、次の各号に掲げる者に研究科長が委嘱する。

(1)　副研究科長　１名
(2)　センター専任の教授又は准教授　若干名
(3)　工学系研究科内の関連する専攻の教授又は准教授　若干名
(4)　学内の専任の教授又は准教授　若干名

６　前項第３号及び第４号の委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（事務）

第６条　センターの事務の処理については、別に定める。

（補則）

第７条　この規則に定めるもののほか、センターの管理運営その他の必要な事項は、センター長が別に定める。

附　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年１０月２９日から施行し、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和７年２月１日から施行する。